

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 至誠会定款第8条および第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
3. 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者であって職員兼務役員でない者をいう。
4. 職員兼務役員とは、役員のうち当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者をいう。
5. 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
6. 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬等の支給)

第3条 役員報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2. 常勤役員の報酬額及び職員兼務役員に対する報酬は、職員給与規程に基づく額を支給することができる。但し、支給総額は別表1の範囲内とする。
3. 非常勤役員等の報酬は、勤務実態に応じ、別表2に定められた額を支給することができる。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づいて旅費を支給することができる。

(支払方法及び支払日)

第 6 条 常勤役員に対する報酬額並びに賞与の支給方法及び支払日は職員給与規程に準じて支払うものとする。

2. 非常勤理事、監事及び評議員の報酬は、理事会・評議員会等別表 2 に定めた職務が発生した当日に現金を支給する。

(控 除)

第 7 条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料および前払金・貸付金の弁済分などとする。

第 3 章 役員貸与

(役員賞与の支給基準)

第 8 条 役員及び評議員に対して役員貸与は支給しない。但し、職員兼務役員については、別表 3 の範囲内で職員給与規程に基づき支給することができる。

第 4 章 役員退職慰労金

(役員退職慰労金の支給基準)

第 9 条 役員等に対して退職慰労金は、支給しない。

(その他)

第 12 条 本規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

(公 表)

第 13 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 14 条 本規程の改は、評議員会の決議による。

(附 則)

本規理は、令和 4 年 6 月 4 日より施行する。

別表 1 (職員給与規程に基づく額の上限額)

区分	金額等
基本給	月額 550,000 円
役職手当	月額 10,000 円
その他手当	扶養・通勤手当等の金額は、職員給与規程に基づいた支給額
賞与 (年 2 回)	基本給と扶養手当の合計した額に、支給都度の都度 2 ヶ月を上限として理事長が定める月数を乗じた額

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事及、監事及び評議員

職務内容	日額
理事会・評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	3,500 円